

東京都

75

目

次

○東京都内水面漁業調整規則……………………(産業労働局農林水産部水産課)… 規 則

規

則

東京都内水面漁業調整規則を公布する。

令和六年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

## 東京都規則第百八十五号

東

東京都内水面漁業調整規則

東京都内水面漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第百六十一号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則 (第一条—第四条

第二章 漁業の許可(第五条―第三十二条)

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置(第三十三条―第四

第四章 漁業の取締り (第四十三条—第四十五条)

第五章 雑則 (第四十六条—第四十八条)

第六章 罰則 (第四十九条—第五十二条

附則

1

第 章 総則

(目的)

第一条 う。)、水産資源保護法 この規則は、 漁業法 (昭和二十六年法律第三百十三号)その他漁業に関する法令 (昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」とい

と相まって、東京都における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生

産力を発展させることを目的とする。

第二条 この規則は、 内水面に適用する。

(都内に住所を有しない者の申請)

第三条 都内に住所を有しない者は、第九条第一項の申請書を知事に提出しようとする

場合には、その住所の所在する道府県の知事の意見書を添えなければならない。

(代表者の届出)

第四条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、

次に掲げる事項を記載した届出

書を提出して行うものとする。

申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、 代表者の氏名及び主たる事

務所の所在地

代表者として選定された者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主た

る事務所の所在地)

第二章 漁業の許可

(知事による漁業の許可)

第五条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業を営もうとする者は、 同項

規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、当該漁業ごと及び船舶等ごとに受けなければならない。

(許可を受けた者の責務)

知事許可漁業について許可を受けた者は、 資源管理を適切にするために必要な

取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

(起業の認可

第七条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、  $\triangleright$ 

ばならない。

知事は、

け、 つき知事の認可を受けることができる。 その他船舶等を使用する権利を取得する前に、 等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、 船舶等ごとに、あらかじめ起業に 借り受け、その返還を受

づいて許可を申請した場合において、 前条の認可 知事は、 第十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなけれ (以下「起業の認可」という。) を受けた者がその起業の認可に基 申請の内容が認可を受けた内容と同一であると

2 しないときは、起業の認可は、 起業の認可を受けた者が、 認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請 その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可の申請)

第九条 令で定める漁業にあっては、 した申請書を知事に提出しなければならない。 許可又は起業の認可を受けようとする者は、 当該漁業ごと及び船舶等ごとに、 法第五十七条第一項の農林水産省 次に掲げる事項を記載

務所の所在地 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、 代表者の氏名及び主たる事

三 操業区域、 知事許可漁業の種類 漁業時期、

四

漁具の種類、

数及び規模

五.

使用する船舶の名称、

漁船登録番号、

総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

漁獲物の種類及び漁業根拠地

その他参考となるべき事項

2 前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必

要と認める書類の提出を求めることができる

(許可又は起業の認可をしない場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、 知事は、許可又は起業の認可をしては

申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合

その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、

請者にその理由を文書をもって通知し、 管理委員会 以 下 「内水面漁場管理委員会」という。)の意見を聴いた上で、 公開による意見の聴取を行わなければならな 当該申

3 明し、かつ、証拠を提出することができる。 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、 当該事案について弁

(許可又は起業の認可についての適格性)

第十一条 当しない者とする。 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、 次の各号のいずれにも該

漁業又は労働に関する法令を遵守せず、 かつ、 引き続き遵守することが見込まれ

ない者であること。

暴力団員等であること。

 $\equiv$ る使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。 法人であって、その役員又は漁業法施行令 (昭和二十五年政令第三十号)

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

Ŧī. 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

前項第五号の基準を定め、 又は変更しようとするときは、 内水面漁場管理

2

(新規の許可又は起業の認可)

委員会の意見を聴かなければならない

第十二条 の数、 以下この条において同じ。)又は起業の認可 以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者 次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業 当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案し 知事は、 許可 (第八条第一項及び第十五条第一項の規定によるものを除く。 (第十五条第一項の規定によるものを除

の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。 漁業種類 (知事許可漁業を水産動物の種類、 漁具の種類その他の漁業の方法によ

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

推進機関の馬力数

り区分したものをいう。

以下同じ。)

東京都内水面漁場

3

四 操業区域

五. 漁業時期

漁業を営む者の資格

2

ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。 るとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及 定める期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をす 前項の申請すべき期間は、 一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が

3 うとするときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。 第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めよ

4 ばならない 第十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなけれ 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、 知事は、

5 漁業の状況を勘案して、 示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公 これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。 内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定

6 正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、 公

3

東

7 を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。 許可漁業の状況を勘案して、内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で、 公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により 許可の基準

8 解散し、若しくは分割 及び義務の全部を承継した法人は、 存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利 より当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により その相続人 (当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限 当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を (相続人が二人以上ある場合において、その協議に その者)、当該合併後

9

事実を証する書面を添え、 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、 承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければな その

(公示における留意事項

第十三条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められ 事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象 定めないものとする。 合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を る知事許可漁業について、 となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場 前条第一項の規定による公示をするに当たっては、 当該知

許可等の条件

第十四条 知事は、 認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。 漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、 許可又は起業の

2 ができる。 内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けること 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後

ず、聴聞を行わなければならない。 律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわら

知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法(平成五年法

4 なければならない。 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、 公開により行わ

(継続の許可又は起業の認可等)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起 場合を除き、 業の認可を受けた内容と同一であるときは、第十条第一項各号のいずれかに該当する 許可又は起業の認可をしなければならない。

許可 その許可の有効期間の満了日の到来のため、 (知事が指定する漁業に係るものに限る。第四号において同じ。) を受けた その許可を受けた船舶と同一の

船舶について許可を申請したとき

許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請し二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事

は沈没の日から六月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許三二許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又

(許可の有効期間)

前の許可の残存期間とする。する。ただし、前条第一項(第一号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従第十六条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業の許可の有効期間は五年と

| て、前項の期間より短い期間を定めることができる。| 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴い

(変更の許可)

許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。
がる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事第十七条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十二条第一項各号に掲

請書を知事に提出しなければならない。
2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申

一 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事

務所の所在地

二 漁業種類

 $\equiv$ 

四

知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

五 変更の内容

六 変更の理由

3

可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許

(相続又は法人の合併若しくは分割

2

第十九条 次の

二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を

二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき

きは、その日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったと

第一項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止し

3

2

(休業等の届出) ばならない。 該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から二月以内にその旨を知事に届け出なけれ たときは、 当該許可は、 その効力を失う。この場合において、 許可を受けた者は、

第二十条 業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、

2 知事に届け出なければならない。 許可を受けた者は、 前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、 その旨を

(休業による許可の取消し)

第二十一条 年間休業したときは、 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一 内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すこ

2 基づく命令、 令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。 により許可の効力を停止された期間及び法第百十九条第一項若しくは第二項の規定に 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第二十四条第一項の規定 法第百二十条第一項の規定による指示又は同条第十一項の規定による命 3

3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行

わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第二十二条 同表の下欄に掲げる期限までに、 許可を受けた者は、 次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類の区分に応 次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければ

ならない。

小型機船底びき網漁業 知事許可漁業の 種 類 毎年七月三十一日まで 期 限

前項の規定による報告は、 次に掲げる事項について行うものとする。

許可を受けた者の氏名(法人にあっては、その名称

許可番号

5

漁業種類

 $\equiv$ 報告の対象となる期間

当

漁獲量その他の漁業生産の実績

四

漁業の方法、 操業日数、 操業区域その他の操業の状況

資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

七 その他必要な事項

休

六 <u>Fi.</u>

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第二十三条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第十条第一項第二号又は第十一

条第一項各号のいずれかに該当することとなったときは、

内水面漁場管理委員会の意

見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2

は、 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したとき 内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、 取り

消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならな 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、 行政手続法第十三条第一項

行わなければならない。 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、

公開により

4

0

(公益上の必要による許可等の取消し等

第二十四条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、内水面漁場管

許可又は起業の認可を変更し、取り消し、

又はその効力の

停止を命ずることができる。

理委員会の意見を聴いて、

前条第三項及び第四項の規定は、 前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

2

第二十五条 知事は、 許可をしたときは、 その者に対し次に掲げる事項を記載した許

証を交付する。

許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の

所在地

務所の所在地

操業区域及び漁業時期

兀 使用する船舶の名称、 漁船登録番号、 総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

Ŧī.

許可の有効期間

その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。)に携帯させなければ 許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者(船舶の船長、 許可を受けた者は、 当該許可に係る漁業を操業するときは、 許可証を当該

2 内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨 を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、 行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事がその記載 しくは操業責任者に携帯させれば足りる。 前項の規定にかかわらず、 許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を 若

3 る許可証の写しを知事に返納しなければならない 前項の場合において、 許可証の交付又は還付を受けた者は、 遅滞なく同項に規定す

、許可証の譲渡等の禁止

人に譲渡し、又は貸与してはならない。 許可を受けた者は、 許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他

(許可証の書換え交付の申請)

機関換装の終わったとき) 数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあっては、その工事が終わったとき又は 知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき(船舶の総トン は、 速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し

申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事

漁業種類

許可を受けた年月日及び許可番号

几 書換えの内容

五. 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請

第二十九条 由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。 許可を受けた者は、 許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、

理

(許可証の書換え交付及び再交付)

第三十条 知事は、 次に掲げる場合には、 遅滞なく、 許可証を書き換えて交付し、

再交付する。

第十七条第一項の許可 項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。 第十四条第二項の規定により許可若しくは起業の認可に条件を付け、 (船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可 又は同条第

第十八条第二項の規定による届出があったとき

を除く。)をしたとき。

三

四 第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定により、 許可を変更したとき。

第二十八条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があった

Ŧī.

(許可証の返納)

第三十一条 証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、 速やかに、 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合に その許可証を知事に返納しなければならない。 前条の規定により許可

旨を知事に届け出なければならない。 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその

2

る。

3 成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない 消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、 若しくは合併により

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

四  $\equiv$ 

漁具の数及び規模 採捕する区域、 採捕の種類

期間及び水産動物の種類

使用する船舶の名称、

漁船登録番号、

総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

7

六 五.

採捕に従事する者の氏名及び住所

2 2 3 第三十二 (水産動物の採捕の許可 三 事の許可を受けなければならない 四 は、 五. かに、前項の規定によりした表示を消さなければならない 第 号様式による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならな 許可を受けた者は、 前項の規定は、 務所の所在地 建干網 さし網 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事 漁具ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合 第五条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合 地びき網 四手網(方言あじ網を含む。以下同じ。 法第百七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合 あゆ瀬張網 ふくろ網 項の許可 次に掲げる漁具によって水産動物を採捕しようとする者は、 許可を受けた者は、 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置 (以下この条において「採捕の許可」という。) を受けようとする者 次に掲げる場合には適用しない。 当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、 当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別記第 漁具ごとに知

> 七 その他参考となるべき事項

4

次の各号のいずれかに該当する場合は、 申請者が第十一条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者である場 知事は、 採捕の許可をしてはならない。

5

速や

- 漁業調整のため必要があると認める場合
- られるときは、 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、 知事は、三年を超えない範囲内で、 漁業調整のため必要があると認め 内水面漁場管理委員会の意見を聴
- 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割 て、その期間を別に定めることができる。 (当該許可に係る事業の全部を

承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

6

7 間その許可に係る漁具により水産動物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年

意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

- 8 準用する第二十四条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第百二十 条第一項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第 「掲げる漁具による水産動物の採捕を禁止された期間は、 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十三項において 前項の期間に算入しない。
- 9 を交付する。 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証
- 務所の所在地 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事
- 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

採捕に従事する者の氏名及び住所

四 許可の有効期間

Ŧī.

- 六 その他参考となるべき事項
- 10 前項の許可証を自ら携帯し、 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具により水産動物を採捕するときは、 又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

11 提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯 知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、 させれば足りる。 行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具により水産動物を採捕するときは、 前項の規定にかかわらず、 許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を かつ、当該許可証を行政庁に

12 る許可証の写しを知事に返納しなければならない。 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、 遅滞なく同項に規定す

13 第九条第二項、第十条第二項及び第三項、第十四条、第二十一条第三項、 第二十四条並びに第二十七条から第三十一条までの規定は、 採捕の許可について

第三十四条 何人も、

準用する。

次の表の上欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の下欄に掲げる

期間中、採捕してはならない。

か	るンいもチわ	るチま	のメあにしゆ	力
じ	るものに限る。)ンチメートルを超えいわな(全長十二セ	るものに限る。)ンチメートルを超えやまめ(全長十二セ	のに限る。)メートルを超えるもあゆ(全長十センチ	<b>声</b> 事
かー				
一月一日から四月三十日まで	十月一日から翌年二月末日まで	十月一日から翌年二月末日まで	一月一日から五月三十一日まで	** 山

前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売しては

(全長等の制限)

(増刊 第三十五条 掲げる大きさのものを採捕してはならない。 何人も、 次の表の上欄に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の下欄に

L	う	Ŋ	に	6.7	や	あ	水
じ	な		じ	わ	ま		産動
み	ぎ	6.0	ます	な	め	B	物
殻長一・五センチメートル以下	全長二十六センチメートル以下	全長十八センチメートル以下	全長十二センチメートル以下	全長十二センチメートル以下	全長十二センチメートル以下	全長十センチメートル以下	大きさ

2 何人も、 やまめ、 いわな、 にじます又はかじかの産んだ卵を採捕してはならない。

3 前 一項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、 所持し、又は販売して

やな

(漁具漁法の制限及び禁止)

はならない。

第三十六条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

三枚網

びんど又はこれに類似する漁具

几 水中銃その他弾力を利用して発射する錯具 (刺突具)

五. 火光を利用する漁具又は漁法

六 水中に電流を通じてする漁具又は漁法

七 張切網

なで網

九 瀬干 かい掘

十

2 何人も、 がちゃ網により、 四月一日から六月三十日までの期間中、 水産動物を採捕

してはならない。

第三十七条 表の下欄に掲げる範囲でなければならない。 次の表の上欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合は、それぞれ同

(禁上区或等)	建干網	けたものに限る。)	漁
	<b>終日の大きさ十五センチメートルにつ</b>	す 目 ○・六セン かご目 一センチメ	範
	ンチメートルにつ	○・六センチメートル以上	囲

第三十八条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動物を採捕してはならない。

東京都大田区田園調布

から下流へ東急電鉄株式会社東横線鉄橋橋脚下流端までの間の多摩川 東京都上水道海水防止堰堤上流端から上流へ五十メートルまで及び同堰堤上流端

東京都狛江市

メートルまで及び同線から下流へ八十メートルまでの間の多摩川 東京都調布市 稲毛川崎二ケ領用水宿河原堰引上式可動堰堰柱上流端を結んだ線から上流へ八十

流端から下流へ百十五メートルまでの間の多摩川

稲毛川崎二ケ領用水上河原堰堤上流端から上流へ五十メートルまで及び同堰堤上

兀

東京都羽村市

羽村堰堤上流端から上流百メートルまでの間の多摩川

Ŧī. 東京都西多摩郡奥多摩町

三つ沢及び三つ沢との合流点から下流 へ砂防堰堤までの間の入川

口 緑橋から上流百メートルまで及び下流二百メートルまでの間の海沢

(夜間の採捕の禁止)

第三十九条 何人も、 次に掲げる漁具により、日没から日の出までの間、 水産動物を採

捕してはならない。

四手網

溯河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕 地びき網

9

の制限

第四十条 の五分の一以上の魚道を開通しなければならない 溯河魚類の通路を遮断して水産動物の採捕を行う場合には、 当該河川の流

幅

(有害物質の遺棄漏せつの禁止

第四十一条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2

た除害設備の変更を命ずることができる。 あると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設け 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害が

前項の規定は、 水質汚濁防止法 (昭和四十五年法律第百三十八号)の適用を受ける

者については、適用しない。

3

(試験研究等の適用除外)

第四十二条 試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。) しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、 (以下この条において「試験研究等」という。)のための水産動物の採捕について知 この規則のうち水産動物の種類若しくは大きさ、水産動物の採捕の期間若

事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 しなければならない 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出

務所の所在地 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事

目的

適用除外の許可を必要とする事項

使用する船舶の名称、 漁船登録番号又は船舶検査済票の番号、 総トン数、

推進機

関の種類及び馬力数並びに所有者名

Ŧī. 採捕しようとする水産動物の名称及び数量 (種苗の採捕の場合は、 供給先及びそ

の数量)

採捕の期間及び区域

使用する漁具及び漁法

採捕に従事する者の氏名及び住所

5

- 一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び3 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- 三 採捕する水産動物の二 適用除外の事項
- 三 採捕する水産動物の種類及び数量
- 五 使用する漁具及び漁法四 採捕の期間及び区域
- 六 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 七 使用する船舶の名称、漁船登録番号又は船舶検査済票の番号、総トン数並びに推

進機関の種類及び馬力数

八 許可の有効期間

九

4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結

果を知事に報告しなければならない。

| 知事の許可を受けなければならない。| 6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、|

中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。7.第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第三項

第四章 漁業の取締り

(停泊命令等)

して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖為法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき(法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。)は、法第百三十一条第一項の第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。)は、法第百三十一条第一項の法に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき(法第四十三条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関す

とができる。の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずるこの用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずるこ

陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。ものを除く。)をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見知事は、前項の規定による処分(法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係る

2

ばならない。 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなけれ

(船長等の乗組み禁止命令)

制限し、又は禁止することができる。使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みをれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が漁業に関する法令の規定又はこ第四十四条 知事は、第五条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこ

前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(停船命令)

2

ができる。
ため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずること第四十五条 漁業監督吏員は、法第百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする

- に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。 する旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次2 前項の規定による停船命令は、法第百二十八条第三項の規定による検査又は質問を
- 別記第二号様式による信号旗Lを掲げること。
- 一 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二

凹)を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

- て連続して行うこと。 を約七秒の間隔を置い三 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、短光二回)を約七秒の間隔を置い
- 「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい

第五章 雑則

3

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置第四十六条 法第百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を

(標識の書換え又は再設置等

その旨を知事に届け出なければならない

これを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なく第四十七条(前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が

(添付書類の省略)

一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。 申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の第四十八条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合

ことができる。 規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させる2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の2

第六章 罰則

東

以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月

四条第一項の規定に基づく命令に違反したとき。十三条第十三項において準用する第二十三条第二項、第四十一条第二項又は第四十三、第二十四条第一項(第三十三条第十三項において準用する場合を含む。)、第三

| 漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、| 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は

11

・)旨真・皇女・・・バット。犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、

その価額を追徴することができる。

三十二条又は第三十三条第十項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、第五十条 第二十六条第一項(第四十二条第八項において準用する場合を含む。)、第

科料に処する。

計る。計る。お上、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑をの法人又は人の業務又は財産に関して、第四十九条第一項又は前条の違反行為をしたの法人又は人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、そ

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

改正後の東京都内水面漁業調整規則(以下「改正後の規則」という。)第三十三条第条第一項又は第二十九条第一項の規定による許可を受けている者は、この規則による2.この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都内水面漁業調整規則第四

項又は第四十二条第一項の規定による許可を受けた者とみなす。

ける同日前にした行為に対する同項の適用についても、同様とする。 用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とし、同年六月一日以後にお4 令和七年五月三十一日までの間における改正後の規則第四十九条第一項の規定の適

この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の

5

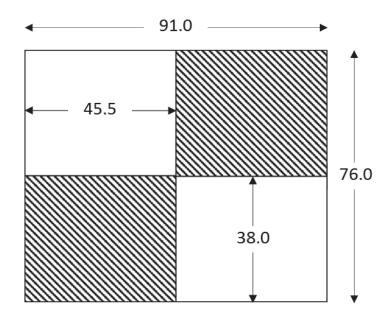
例による。

第1号様式

(第32条関係

2 小型機船底びき網漁業のうち手操第3種漁業 妣 123 は、 各文字及び数字の大きさは、8センチメートル以上太さは2センチ トル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。 許可番号の例示である, 揣 蕉 トオ 123 共

第2号様式(第45条関係)



## 備

- 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。 1
- この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなた は、すぐ停船されたい。)である。
- 数字は、センチメートルを示す。